

# 「福島県ものづくり企業データベース」制作・保守管理業務委託仕様書（案）

## 1 業務の目的

この事業は、県内の製造業等に関する企業情報を収集・公開し、情報発信や取引先候補企業の検索に利用されている「福島県ものづくり企業データベース（以下、「DB」という。）」の機能向上を図り、県内企業の発信力等強化や登録企業数の増加、県の企業支援（マッチング支援等）に繋げることを目的とする。

## 2 業務（事業）期間

契約締結日から令和7年3月24日までとする。

## 3 委託業務の内容

### (1) Web サイトの制作

- ・トップページのデザインは視覚的に優れ、閲覧者の視覚に訴えるものであること。
- ・登録企業情報は、既存のデータベースから情報を引継ぎ、且つ管理画面から登録企業が随時編集できるようにすること。
- ・登録企業情報を検索し、企業情報を探しやすくすること。
- ・県から登録企業に対して、情報発信できるようにすること。
- ・新規登録企業を受け付けるフォームを設けること。
- ・企業にビジネスマッチング（双方向）の場を提供すること。
- ・使いやすさに加え、ビジネスマッチングしやすいシステムを構築すること。
- ・登録企業を増やす広報施策を提案すること。

### ア 設計関連

- ・目的を達成するためのより良い提案を優先するため、効果的と考えるページがあれば積極的にページの変更や追加を提案すること。

### イ デザイン等

- ・必要な情報がどこにあるか分かりやすく、見やすい構成及びデザインであること。
- ・Web サイト全体を通じて、閲覧者がストレスを感じることがないよう、わかりやすさ、見やすさ、表示速度を確保し、少ないクリック数で欲しい情報が得られるものであること。

### ウ システム環境

- ・レスポンシブ Web デザインに対応すること。
- ・既存の DB に掲載されている企業情報データを使用しサイトを再構築すること。

サイト URL <http://www4.pref.fukushima.jp/maker/>

- ・企業情報は、DB（福島県庁 Web サーバに設置された PostgreSQL）を新たなサーバに移設

し使用すること。

- ・既存 DB からの情報の引継ぎについては、県が取り出したダンプデータより行うものとする。なお、ダンプデータの出力形式に指定がある場合は、事前に協議するものとする。
- ・県担当者及び県が指定する者（登録企業を想定）が Web サイトでの情報更新を容易に行えるようなシステム（CMS 等）を構築すること。また、セキュリティ対策を講じる事。
- ・汎用性およびセキュリティの観点から、オープンソースである WordPress(ワードプレス)等の使用は不可とする
- ・県のデータ連携基盤（ふくしまポータル）API を実装すること  
※現段階ではすぐに実装にならない、いずれ対応可能な状況にすること。
- ・登録企業間への問い合わせの履歴保存を可能にすること。
- ・サーバは受託者が用意すること。レンタルサーバを利用することも可能とする。また、サーバ使用料は委託費に含むこと。
- ・サーバの URL については、<https://www.pref.fukushima.lg.jp/〇〇〇〇/>のリバースプロキシとするため、固定 IP アドレス又はホスト名でリバースプロキシサーバからのリクエストに応答できること。URL の〇〇〇〇については県と協議の上、決定する。また、Web サーバがホスト名で応答出来るようにするための独自ドメインを取得する場合の取得費及び使用料は委託費に含むこと。
- ・リバースプロキシサーバは SSL (TLS) アクセラレータを実装しているため、Web サーバ側は SSL (TLS) 対応は必須としない。
- ・サイト解析ツール Google Analytics を実装し、サイト分析を行えるようにすること。

#### エ 掲載内容

- ・掲載内容は県と事前に協議の上、決定する。

#### オ 運用

- ・委託期間中及び期間後、県担当者からの問合せに迅速に対応できるよう体制を整備すること。
- ・運用開始後に、県担当者や登録企業が随時更新できるよう、それぞれに操作マニュアルを作成すること。
- ・運用開始までの間に、県が指定する者等を対象とした操作方法の研修会を 1 回以上開催すること。なお、オンラインでの開催でも差し支えない。また、研修会の様子をアーカイブ動画として保存し、利用者がいつでも閲覧できるようにすること。
- ・運用開始後は令和 7 年 3 月 31 日まで相談窓口を設け、利用方法についてサポート対応をすること。
- ・トラブル発生時には、速やかに県に報告した上で、迅速に復旧すること。

#### カ セキュリティ

- ・福島県情報セキュリティポリシー（令和 5 年 6 月 5 日 福島県デジタル社会形成推進本部決定）を遵守すること。

- ・ システムへの不正侵入、本システムの停止や障害の発生を予防し、また障害発生時の影響を最小限に食い止めるため、十分なセキュリティ対策を講じること。

キ Web サイトの公開時期

- ・ Web サイトは遅くとも令和 7 年 1 月末日までに公開すること。
- ・ Web サイトの公開後において、内容等に修正を必要とする場合の対応は、原則として県と受託者が協議の上決定する。

ク 独自の提案

- ・ 本仕様書に定めのない内容であっても、Web サイトの目的に適切と思われる機能や方法等がある場合は積極的に提案すること。

(2) Web サイトの保守管理等

ア ページの更新等

- ・ ページの更新や情報の追加等は受託事業者が行う。
- ・ 更新や追加する情報等は、県と協議の上、決定する。

イ 保守管理

- ・ アクセス管理し、アクセス情報を県に報告する。
- ・ セキュリティ対策について、情報の機密性、完全性及び可用性を維持すること。
- ・ 不正アクセスに対し、情報漏えい、改ざんを防ぐ措置を施すこと。さらに、ソフトウェアが常に最新の定義ファイルに更新されるなど十分なウイルス対策を施すこと。
- ・ サイト分析結果をレポート形式で提出すること。
- ・ また、改善が必要な場合、改修にかかわる費用に関しては制作費内で対応すること。

**4 実施体制・業務主任等**

- (1) 受託者は、本委託業務を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整えること。
- (2) 受託者は、本委託業務における主たる責任者を定め、県担当者との緊密な連絡と十分な打合せを行うこと。

**5 委託料に含まれる経費**

- (1) 本業務遂行に係る人件費
- (2) 本業務に必要な物件費
- (3) 業務実施上必要な管理経費
- (4) その他県が必要と認めるもの

※本業務委託内容とは関連性が認められない経費は対象外とする。

**6 成果品の提出**

- (1) 制作したサイトデータ一式 (CD-R 等のメディアで納品すること)

- (2) 操作マニュアル2種（県庁用、登録企業用）
- (3) サイト構築仕様書ならびにDB仕様書
- (4) その他契約の履行に伴い作成した書類

## 7 その他

本仕様書に定めのないこと又は本仕様書の内容に疑義が生じた場合は速やかに双方協議し、福島県の承諾を得て決定することとする。